

令和4年9月16日

会員各位

一般社団法人全国配置薬協会事務局
(押 印 省 略)

【警察庁通達】安全運転管理者制度に関する留意事項について

平素、本会運営に対し、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。標記の件につき、警察庁交通局交通企画課より、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課を経由して、日本製薬団体連合会より加盟団体宛に別添①のとおり周知依頼がありましたので、送付いたします。下記事項に留意し、適正にご対応いただくとともに、各団体におかれては、貴会会員等に対するご周知方をお願いいたします。

記

1 趣旨

業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止対策については、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）第1条の規定により、安全運転管理者の業務として、運転者の酒気帯びの有無の確認を目視等により行い、その内容を記録して1年間保存することが令和4年4月1日より義務付けられるとともに、同府令施行第2条の規定により、アルコール検知器使用の義務化と記録の1年間保存が同年10月1日より施行することとされているが、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、アルコール検知器の使用義務化規定を適用しないこととしたもの。併せて、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）附則第6項として、当分の間、アルコール検知器使用義務化規定を目視等義務化規定に読み替える規定が設けられ、同日から施行することとされた。

2 留意事項等

現時点において、十分なアルコール検知器が市場に流通する見通しについて具体的な時期は明示されていないが、その見通しが立った時点で、再度、道路交通法施行規則を改正し、できるだけ早期にアルコール検知器使用義務化規定を適用することとしている。警察庁では、都道府県警察に対し、別添のとおり「安全運転管理者制度に関する留意事項について（通達）」（令和4年9月9日付け警察庁丁交企発第218号、別添②）を発出し、酒気帯び確認に関する広報啓発活動等を推進することとしている。

以上